

一般社団法人中国留学生史研究協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人中国留学生史研究協会と称する。

- 2 当法人の名称の英文における表示は、Foreign-Educated Chinese History Associationとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議により、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、20世紀前期における中華圏人物の海外留学の歴史と貢献を社会に普及し、華人華僑とその後世の歴史意識の形成、発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)近代中国人留学史に関する資料整理及び調査研究
- (2)近代中国人留学史に関する記念施設の運営
- (3)近代中国人留学史に関するイベントの企画
- (4)近代中国人留学史に関する出版物の編集
- (5)日中友好団体との連帯及び国際交流
- (6)上記に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員種別と入会)

第5条 当法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1)正 会 員 個人であって、当法人の目的や倫理綱領に賛同するもの
- (2)賛 助 会 員 個人又は法人であって、当法人の目的に賛同し、当法人の活動を後援するもの

- 2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、理事長に対して、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項にかかわらず、退会を申し出た会員について、当法人の定める会員の懲戒に関する規程に基づく手続きが開始されている場合には、その手続きが終了するまでの間は、退会することができないものとする。また、当該手続きにおいて当該会員が除名された場合には、当該会員による退会の申し出はなかったものとする。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議に基づき、除名することができる。

- (1) この定款、倫理綱領等又は法令等に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。
- (7) 所定の会員要件を満たさなくなったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 社員総会は、定時総会として、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合には臨時総会として開催する。

（招集）

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により臨時総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

（議長）

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議決権）

第15条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議の方法）

第16条 社員総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法又は書面をもって議決権を行使し又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 4 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に本条第1項の決議を行わなければ

ならない。理事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から 得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議・報告の省略)

第17条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して 社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から選出された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって正会員の役職員の中から選任する。ただし、必要があるときは、それ以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、社員総会の決議によって委託正会員の役職員の中から選任する。ただし、必要があるときは、それ以外の者から選任することを妨げない。監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人

の使用人でないものに限る。)又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 社内規程の制定及び改廃
- (5) 委員会、事務局等の組織の設置

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事(代表理事が出席した場合は当該代表理事に限る)及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、職務分掌の規程及び理事会の規程で定める。

第6章 委員会

(委員会)

第36条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び会員の役職員並びに学識経験者その他の知識経験を有する者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、職務分掌の規程及び委員会の規程に定める。

第7章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第37条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、職務分掌の規程及び事務局の規程に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、理事の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配分)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。